

魅力あふれる観光地域づくり推進事業費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日
公益財団法人宮崎県観光協会

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「県観光協会」という。）は、地域主導による地域固有の観光資源を活用した魅力あふれる観光地域づくりを推進するため、予算に定めるところにより、別表で定める事業主体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者等)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。
2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。
- 2 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は前号に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者

(申請時に提出すべき書類)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の書類を定める期日までに県観光協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 収支予算書（別記様式第3号）
- (4) 見積書又は総事業費の内訳が分かるものの写し
- (5) 納税証明書（県税に未納がないことの証明。原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (6) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第4号）
- (7) 暴力団関係者に該当しないことの誓約書（別記様式第5号）
- (8) その他会長が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他この要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 第5条の申請の審査の結果、補助金を交付することが適当と認められるときは、会長は交付額を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、県観光協会より補助金の交付決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取り消し等)

第9条 会長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 会長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。
 - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち自己の負担すべき部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

（補助事業の遂行等）

第10条 補助事業者は、この要綱の定め並びに補助金の交付の目的、決定の内容及びこれに付した条件その他この要綱に基づく会長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行なわなければならない。いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

2 補助事業者は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ会長に報告してその指示を受けなければならない。

- (1) 第5条の規定により県観光協会に提出した書類の内容を変更するとき。（ただし、収支予算書における事業費の総額の30パーセント以内の減少又は交付決定額の範囲内において、補助対象経費相互間の各費目におけるいずれか少ない額の30パーセントを超えない額の増減の場合は除く。）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったとき

（計画変更の承認）

第11条 前条の規定により、補助事業者が会長の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき
変更承認申請書（別記様式第7号）
- (2) 補助事業を中止、若しくは廃止しようとするとき、補助事業の遂行が困難となったとき
補助事業遂行困難等報告書及び補助事業の遂行状況を記載した書類

（補助事業の変更交付の決定及び通知）

第12条 前条の申請の審査の結果、補助事業を変更することが適当と認められるときは、補助金変更交付決定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第13条 会長は、別に定めるところにより、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（実地調査）

第14条 会長は、必要に応じて補助事業の準備状況、遂行状況その他当該事業に係る事項について実地にて調査することができる。

（補助事業の遂行命令等）

第15条 会長は、第13条の規定による報告を受けた場合又は前条の規定に基づく調査をした場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めたときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 会長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 会長が前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が第1項の規定による命令の内容に適合させるための措置を会長の指定する期日までにとらないときは、第19条の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(補助金の交付方法)

第16条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金の支払いを請求しようとするときは、請求書（別記様式第9号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（別記様式第10号）
 - (2) 事業実績書（別記様式第11号）
 - (3) 収支決算書（別記様式3号）
 - (4) 事業の内容を確認する報告書、写真
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付を申請した者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第12号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書（別記様式第13号）を通知するものとする。

(是正措置)

第19条 会長は、第17条の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第20条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が第4条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 補助事業者が第10条の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(書類の提出部数等)

第21条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る魅力あふれる観光地域づくり推進事業費補助金から適用する。

別表（第 1 条、第 3 条関係）

補助対象		補助対象者	事業主体	補助率	補助限度額 （千円）	備考
事業区分	経費					
県内周遊 促進のた めの観光 地域支援 事業	右欄事業主体が行う魅力あふれ る観光地域づくりのために実施す る県内の周遊観光につながる旅行 商品開発・情報発信の取組に要す る経費のうち付表に掲げるもの 地域の観光資源の掘り起こし・ 磨き上げを行う取組で本県におけ る広域観光に資するもの	観光関係団 体 観光関連事 業者	観光関係団 体 観光関連事 業者	補助対象経費の 1/2 以内	1,000	

付表

補助対象経費（注）
賃金（事務局組織の管理運営、一般事務に従事する者に係るものは除く。）、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料、その他知事が必要と認め る経費

（注） 補助対象経費の欄に掲げた経費であっても、内容、金額等によっては、その経費の全部又は一部を補助対象としない場合がある。